

指導・一般監査

集団指導

運営指導・一般監査

実施中、右記に該当する状況を確認したときは、運営指導等中止し、直ちに特別監査を行うことができる。

- ① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
- ② 障害児支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

結果通知

改善措置報告

文書指導があった場合

特別監査

特別監査

下記の情報を踏まえ、必要と認める場合に行う。

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- ④ 運営指導において確認した情報

軽微な違反

文書指導

改善措置報告

法律上の勧告事由に該当

勧告

期限を定めて、基準の遵守等について勧告。
※期限内に実施しない場合は公表可能

従わない場合

聴聞又は弁明の機会の付与

命令

期限を定めて、勧告に係る措置を取ることを命令。
※公示あり

従わない場合

聴聞又は弁明の機会の付与

指定の取消し又は効力の停止

効力の停止は、期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止。
※取消しは公示あり

法律上の処分事由に該当

経済上の措置

監査の結果、不正又は不当の事実が認められ、返還金が生じた場合は、市町村に対し、不正利得の徴収を行うよう指導します。

行政処分を行った場合は、原則として、当該障害福祉サービス事業者等に対し、返還金に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう、指導します。

行政指導

行政処分